

ガス溶接装置を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模	
						労働者数	労働者規模
2001	6	13～14	屋外の廃油保管場所付近で廃油(エンジンオイル等)の入っていた空ドラム缶を処分するため天板をアセチレンガスで溶断していたところ、ドラム缶内に残留していたガスに引火し、爆発した。	11701	14	10～29	
2001	8	20～21	砂防工事において、水道管敷設に使用するガス溶断の準備でアセチレン容器と酸素容器を積載した2tダンプトラックを後退させて停止したところ、アセチレン容器が転倒して容器弁付近からアセチレンガスが噴出発火し、その火が酸素容器を加熱して破裂し、付近にいた者に破裂したときに破損したトラックの荷台のあおりが激突した。	30110	15	1～9	
2007	5	16～17	船舶建造の作業において、被災者が船体ブロックに仮付け溶接された空気抜き用貫通パイプの仮付け溶接部分をガス溶断していたところ、当該作業で発生した火花が被災者の着ていた作業服に降りかかり着火した。	170101	11	50～99	
2008	2	8～9	上架した船舶の修理作業中、機関室の配管固定用アングルをガス溶断中に衣服に着火した。	11501	11	10～29	
2008	11	13～14	冷蔵倉庫解体工事において、3階天井近くの配管を解体するため、プロパンガス・酸素により溶断作業を開始したところ、天井のウレタン保温材に引火して火災により死亡した。	30209	16	50～99	
2008	12	14～15	ドックに入渠中のバラ積み貨物船の船側外側板をガス溶断中、船室内部で火の粉の飛散防止の処理をしていた作業者に火の粉がかかり作業服が燃え出した。	11501	11	10～29	

			自社の物置小屋の整理作業に伴い、同社所属作業者2人と同社代表の父の			
2009	12	13～14	3人で物置小屋内の鉄製棚を屋外に搬出するため、ガス溶断にて棚を分割する作業を行っていた。その際、保管されていた有機溶剤（シンナー系）の入った缶にガスの炎を接触させてしまい、これに引火して一気に室内に燃え広がり、作業に当っていた3人が火傷を負った。	30302	16	1～9
2009	12	13～14	自社の物置小屋の整理作業に伴い、同社所属作業者2人と同社代表の父の3人で物置小屋内の鉄製棚を屋外に搬出するため、ガス溶断にて棚を分割する作業を行っていた。その際、保管されていた有機溶剤（シンナー系）の入った缶にガスの炎を接触させてしまい、これに引火して一気に室内に燃え広がり、作業に当っていた3人が火傷を負った。	30302	16	1～9
2010	3	13～14	貸倉庫の現状回復工事現場において、被災者は高所作業車に乗り倉庫に設置してあるエアコンのダクト撤去するため当該ダクトをガス溶断（アセチレン）作業中、溶断中の火花が倉庫に吹き付けてあった発泡ウレタンに引火し、木造2階建ての事務所と鉄骨平屋建ての倉庫約1600平方mを全焼した。焼け跡から被災者が発見されたもの。	30202	16	1～9
2010	4	14～15	工業所内の作業所の鉄金工作機撤去作業中、当該機械を分解するためにアセチレンガス切断器で、歯車の部分をガス溶断していたところ、床に落下する火の粉が作業ズボンに燃え移り、下肢から背部にかけて火傷を負った。病院に搬送されたが、1週間後に病院で死亡が確認された。	30302	11	1～9
2012	7	11～12	船内でガス溶接機を使用して配管の溶断作業を行っていたところ、突然「ポン」と言う爆発音とともに煙が船内からあがり、船内で作業を行っていた3名の労働者が被災した。なお、当該船舶は土砂運搬船であり、土砂投入口は開閉式となっており、この開閉は油圧式であった。また、配管は船内に設置されており、作動油を通すものであり、配管を取り外すために、フランジを固定するボルトを溶断するためガス溶接機が使用されていた。	11501	14	10～29
			船内でガス溶接機を使用して配管の溶断作業を行っていたところ、突然「ポン」と言う爆発音とともに煙が船内からあがり、船内で作業を行って			

2012	7	11～12	いた4名の労働者が被災した。なお、当該船舶は土砂運搬船であり、土砂投入口は開閉式となっており、この開閉は油圧式であった。また、配管は船内に設置されており、作動油を通すものであり、配管を取り外すために、フランジを固定するボルトを溶断するためガス溶接機が使用されていた。	11501	14	10～29
2012	7	11～12	船内でガス溶接機を使用して配管の溶断作業を行っていたところ、突然「ポン」と言う爆発音とともに煙が船内からあがり、船内で作業を行っていた5名の労働者が被災した。なお、当該船舶は土砂運搬船であり、土砂投入口は開閉式となっており、この開閉は油圧式であった。また、配管は船内に設置されており、作動油を通すものであり、配管を取り外すために、フランジを固定するボルトを溶断するためガス溶接機が使用されていた。	11501	14	10～29
2013	2	10～11	労働者4名で転炉取鍋内に設けた油圧で昇降する作業台に乗り、ガス溶接機を用いて金具を溶断していたところ、取鍋の底に赤い光が視認された。確認のため、被災者が取鍋の底に降りたところ、突然火が燃え上がり、Ⅲ度の広範囲熱傷を負った。	11001	16	10～29
2014	5	9～10	碎石プラント施設の篩い分け装置の補修作業中、篩い分け装置内部のゴムシートが燃え出したため、消火しようと篩い分け装置内部に入った被災者は、逃げ遅れ、焼死した。	20201	16	10～29
2015	5	0～1	土砂運搬船のバラストタンク内で油圧配管の取り外し作業を行っていた。配管は、フランジ間の約3mを交換する予定であり、フランジボルトをガス溶断しているときに、突然火災が発生し、バラストタンク内で作業していた2名が被災した。ガス溶接装置のホースは、甲板から約1m垂れ下がった位置で切れていた。	11501	16	50～99
2015	4	11～	食品工場の放冷室内において、冷却設備の取り替え工事のため、アセチレンガス溶接による銅配管の接続（口ウ付け）作業が行われていたとき、工場が火災となったもの。この火災により同作業に従事していた4名（1次下請け労働者2名、2次下請け代表者及び労働者1名）が死亡した。当	30302	16	10～

	12	時、工場は休みであり、工事全体のうち工場内では死亡の4名だけが作業を行っていたもの。			29
2015	4 11 ～ 12	食品工場の放冷室内において、冷却設備の取り替え工事のため、アセチレンガス溶接による銅配管の接続（口ウ付け）作業が行われていたとき、工場が火災となったもの。この火災により同作業に従事していた4名（1次下請け労働者2名、2次下請け代表者及び労働者1名）が死亡した。当時、工場は休みであり、工事全体のうち工場内では死亡の4名だけが作業を行っていたもの。	30302	16 ～ 9	1
2015	5 0 ～ 1	土砂運搬船のバラストタンク内で油圧配管の取り外し作業を行っていた。配管は、フランジ間の約3mを交換する予定であり、フランジボルトをガス溶断しているときに、突然火災が発生し、バラストタンク内で作業していた2名が被災した。ガス溶接装置のホースは、甲板から約1m垂れ下がった位置で切れていた。	11501	16 ～ 99	50
2015	4 11 ～ 12	食品工場の放冷室内において、冷却設備の取り替え工事のため、アセチレンガス溶接による銅配管の接続（口ウ付け）作業が行われていたとき、工場が火災となったもの。この火災により同作業に従事していた4名（1次下請け労働者2名、2次下請け代表者及び労働者1名）が死亡した。当時、工場は休みであり、工事全体のうち工場内では死亡の4名だけが作業を行っていたもの。	30302	16 ～ 29	10
2015	3 9 ～ 10	被災者と事業者は、生コン製造プラントに設置されている「骨材貯蔵ビン」と呼ばれる金属製のピットの補修作業に従事していた。代表者は骨材貯蔵ビンの内部で金属製の板をアーク溶接する作業を行い、被災者は骨材貯蔵ビンの外部で代表者の補助作業を行っていたところ、生コン製造プラントの内壁に吹き付けられたウレタンフォームに何らかの火が燃え移って火災が発生し、被災者と事業者が死亡、注文者の労働者1名が負傷した。	11702	16 ～ 9	1
2016	8 7 ～	H鋼をアセチレンガスを用いて開先加工していたところ、何らかの原因により衣服に着火し、気道熱傷により死亡した。作業箇所から10mほど離	11209	11 ～	1

	8	れた屋外で倒れていた被災者を、出社して來た社長が発見した。			9
2017	4 14 ～ 15	会社の構内（屋外）にて定盤とフラットバーを固定しているボルトを外すため、ボルトカバーに付着していたノロ（溶断時に発生した溶断屑）をガス溶断していたところ、火の粉が衣服に付着し引火し、3度の熱傷を負い、死亡した。	11501	16	10 ～ 29
2018	7 12 ～ 13	現場内に設置されている作業構台の解体作業において、建物地下3階で作業構台柱（H鋼材）の溶断作業中、発生した火花が下階の免震ピットに施工された吹付ウレタンに引火し火災が発生したもの。	30301	16	1 ～ 9
2018	7 12 ～ 13	現場内に設置されている作業構台の解体作業において、建物地下3階で作業構台柱（H鋼材）の溶断作業中、発生した火花が下階の免震ピットに施工された吹付ウレタンに引火し火災が発生したもの。	30301	16	1 ～ 9
2018	2 14 ～ 15	当該機材センター敷地内に設置されたテント内において、地盤改良機（杭打ち機）のオーガーの攪拌羽根を切断するため、被災者はガス溶接装置を使用して攪拌羽根の根元部分を切断しようとしたところ、火花が防護用の前掛けの中の衣服に引火して火傷を負い、治療のため入院していたが、広範囲熱傷による多臓器不全により死亡したもの。	30199	11	1 ～ 9
2020	12 14 ～ 16	船体ブロック内において、被災者は、一人でガス切断機を使用して、上向きの姿勢で鋼材を切断していたところ、ガス溶断の火の粉が作業服に引火し燃えだしたため、熱傷を負ったもの。	11501	11	10 ～ 29
2020	2 10 ～ 12	解体工事において鉄骨3階建の屋根部分の鉄骨をガスバーナーで切断したところ20分後に出火し、消火中に火傷。	30201	16	1 ～ 9

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_05.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_05.html)